

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の手引

令和3年5月 改正版

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会

覚 書

1 貸付番号 _____ 第 _____ 号

2 氏 名 _____

3 養成機関名 _____

4 入学年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

5 卒業年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

6 貸付額 入学準備金 _____ 円

就職準備金 _____ 円

住宅支援資金 _____ 円

7 連帯保証人 氏 名 _____

住 所 _____

問い合わせ及び書類提出先

社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 総務課

〒816-0804

春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階

電 話 092-584-3377

FAX 092-584-3369・3381

目 次

1 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 （入学準備金、就職準備金）の概要 P 3

- 1 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金とは
- 2 貸付対象者
- 3 訓練促進資金の貸付申請手続
- 4 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結
- 5 貸付額
- 6 連帯保証人
- 7 貸付契約の解除
- 8 返還
- 9 延滞利子
- 10 返還の債務の履行猶予
- 11 返還の債務の当然免除
- 12 返還の債務の裁量免除

2 提出書類一覧（入学準備金、就職準備金） P 6

3 様式（入学準備金、就職準備金） P 11

- | | |
|---------|---------------------------------|
| 様式第 1号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書 |
| 様式第 2号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書（申請者あて） |
| 様式第 3号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書（保証人あて） |
| 様式第 4号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書（申請者あて） |
| 様式第 5号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書（保証人あて） |
| 様式第 6号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸借契約書 |
| 様式第 7号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金就職準備金交付申請書 |
| 様式第 8号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金受領書 |
| 様式第 9号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書 |
| 様式第 10号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付納入通知書 |
| 様式第 11号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更届 |
| 様式第 12号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書 |
| 様式第 13号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書 |
| 様式第 14号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予不承認通知書 |
| 様式第 15号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届 |
| 様式第 16号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書 |
| 様式第 17号 | ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書 |

様式第 18号	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書
様式第 19号	住所、氏名変更届
様式第 20号	退学、休学、復学、停学、転科届
様式第 21号	辞退届
様式第 22号	業務従事届
様式第 23号	業務従事先変更届
様式第 24号	退職届
様式第 25号	死亡届
様式第 26号	現況届
様式第 27号	在職証明書（その1）
様式第 28号	在職証明書（その2）
様式第 29号	在学証明書
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申請書

4 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 （住宅支援資金）の概要

P 47

- 1 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）とは
- 2 貸付対象者
- 3 訓練促進資金（住宅支援資金）の貸付申請手続
- 4 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結
- 5 貸付額
- 6 連帯保証人
- 7 貸付契約の解除
- 8 返還
- 9 延滞利子
- 10 返還の債務の履行猶予
- 11 返還の債務の当然免除
- 12 返還の債務の裁量免除

5 提出書類一覧（住宅支援資金）

P 49

6 様式（住宅支援資金）

P 52

様式第 1号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付申請書
様式第 2号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付決定通知書 （申請者あて）
様式第 4号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付不承認通知書 （申請者あて）

様式第 6号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸借契約書
様式第 8号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)受領書
様式第 9号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還明細書
様式第10号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付納入通知書
様式第11号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還方法変更届
様式第12号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還猶予申請書
様式第13号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還猶予決定通知書
様式第14号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還猶予不承認通知書
様式第15号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還当然免除事実発生届
様式第16号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還免除決定通知書
様式第17号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還免除不承認通知書
様式第18号の2	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)返還免除申請書
様式第19号の2	住所、氏名変更届
様式第21号の2	辞退届
様式第22号の2	業務従事届
様式第23号の2	業務従事先変更届
様式第24号の2	退職届
様式第25号の2	死亡届
様式第26号の2	現況届
様式第27号の2	在職証明書(その1)
様式第28号の2	在職証明書(その2)
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申請書
様式第30号	家賃変更届

7 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付規程 P 79

8 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付規程細則 P 89

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
入学準備金、就職準備金

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 (入学準備金、就職準備金)の概要

1 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金とは

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学する者で、将来福岡県内において、取得する資格が必要な業務に従事しようとするものに対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、その修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とするものです。

2 貸付対象者

訓練促進資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- 1 ひとり親家庭の親であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号。以下「法」という。)第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けるものであり、かつ、原則として福岡県内の市町村(指定都市を除く。)に住民登録をしている者であること。
- 2 養成機関への入学又は就職に際し、経済的援助を必要とすること。
- 3 養成機関修了後、福岡県の区域内(指定都市を含む。以下「県内」という。)において、取得した資格が必要な業務に従事しようとする者であること。

3 訓練促進資金の貸付申請手続

訓練促進資金の貸付けを希望する者は、訓練促進資金貸付申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、福岡県社会福祉協議会(総務企画部 総務課)へ提出してください。

- 1 住民票(世帯全員分)
- 2 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し(就職準備金を申請する場合は、高等職業訓練修了支援給付金の支給決定通知の写しでも可)
- 3 訓練促進資金貸借契約書(様式第6号)2部
申請者及び連帯保証人の印鑑証明書(1部)を添付
- 4 訓練促進資金振込口座申請書

4 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

訓練促進資金の貸付けを希望する者の申請により選考を行い、貸借契約(様式第6号)を締結します。(2年次以降は毎年4月15日までに在学証明書を提出してください。)

5 貸付額

訓練促進資金として貸付する金額は次のとおりです。

連帯保証人を立てる場合は貸付利子はありませんが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間経過後は年1.0%の利率で貸付利子がつきます。

入学準備金 50万円以内

就職準備金 20万円以内

※貸付金の送金後15日以内に、受領証（様式第8号）を提出してください。

6 連帯保証人

連帯保証人を立てる場合、貸付けを受けようとする者が未成年者の場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならず、その者の親権者又は後見人でなければなりません。（連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間経過後は年1.0%の利率で貸付利子がつきます。）

※連帯保証人を立てる場合は、貸付資金を確実に返済できる収入等がある者を連帯保証人としてください。

7 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- 1 退学したとき。
- 2 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- 3 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 4 死亡したとき。
- 5 訓練促進資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- 6 その他訓練促進資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められるとき。

8 返還

次の場合、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、養成機関に在学した期間の2倍に相当する期間（養成機関の在学期間が1年の場合は2年以内、在学期間が2年の場合は4年以内の期間）に返還しなければなりません。（経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると認められる場合は、養成機関に在学した期間の4倍に相当する期間とする。）

- 1 貸付契約が解除されたとき。
- 2 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に資格業務に従事しなかったとき。
- 3 県内において、取得した資格業務に従事しなくなったとき。（返還の債務を免除された場合を除く。）
- 4 資格業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により資格業務に従事できなくなったとき。

9 延滞利子

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年3.0%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければなりません。

1.0 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。

- 1 貸付契約を解除された後も、引き続き養成機関に在学しているとき。（貸付規程第11条第1項第1号）
- 2 養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。（貸付規程第11条第1項第2号）
- 3 貸付けを受けた者に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき、又は県内において、取得した資格に係る業務に従事しているとき。（当該事由が発生したとき、既に履行期限の到来している者は除く。）（貸付規程第11条第2項）

1.1 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付けを受けた訓練促進資金の返還の債務を免除します。

- 1 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、県内において、取得した資格に係る業務に従事し、5年間引き続きこれらの業務に従事したとき。（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により資格業務に従事できない場合は、引き続き資格業務に従事しているものとみなします。ただし、資格業務の従事期間には算入しません。従事する事業所の法人における人事異動等により、訓練促進資金の貸付けを受けた者の意思によらず、福岡県の区域外（県外）において資格業務に従事した期間については、資格業務の従事期間に算入します。）
- 2 資格業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため資格業務を継続することができなくなったとき。

1.2 返還の債務の裁量免除

次の場合、貸付けを受けた訓練促進資金のうち、履行期限が到来していない部分について、返還の債務を全額又は一部免除することができます。

- 1 業務外の事由による死亡又は心身の故障により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部。
- 2 県内において資格業務に従事したとき（5年未満）は、返還の債務の額の一部。

提出書類一覧

訓練促進資金の貸付を受けた者は、養成機関への在学中だけでなく、養成機関卒業後も返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出等を行う必要があります。

これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出等を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますので、事実の発生した日から15日以内に必ず届出等を行うようにしてください。

1 入学準備金の申請に係る提出書類

(1) 入学準備金を申請する時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書	第1号	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸借契約書(2部)	第6号	連帯保証人を立てる場合は、様式に申請者・連帯保証人の記名押印(実印)し、収入印紙を貼付のうえ提出する。 2部のうち、1部に収入印紙を貼付し、割印を押印すること
住民票		世帯全員分
高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し		
申請者、連帯保証人の印鑑登録証明書		連帯保証人を立てない場合は申請者の印鑑証明書のみ
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申請書		
預金通帳の写し		口座名義、口座番号の確認ができるページ

(2) 訓練促進資金の交付を受けた時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金受領書	第8号	

(3) 在学期間中に毎年提出が必要な書類

提出書類名	様式番号	備考
在学証明書	第29号	在学期間中は毎年4月30日までに提出。 第29号もしくは在学している養成校から発行される証明書

(4) 在学期間中に退学等の事実が生じたとき

提出書類名	様式番号	備考
退学、休学、復学、停学、転科届	第20号	養成機関を退学、休学、復学、転科又は停学の処分を受けたとき
辞退届	第21号	訓練促進資金の貸付を辞退するとき。
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書	第9号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(5) 卒業後、県内で取得した資格に係る業務に従事した時

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第22号	
在職証明書(その1)	第27号	従事2年目以降は毎年4月30日までに「現況届(様式第26号)」を提出
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	第12号	猶予期間は取得した資格で就業した日から5年間
養成機関を卒業したことを証明する書類の写し		
取得した資格の登録証の写し		

(6) 卒業後、さらに他種の養成機関に在学する時

提出書類名	様式番号	備考
養成機関を卒業したことを証明する書類の写し		
取得した資格の登録証の写し		
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	第12号	猶予期間は「在学期間」 他種の養成機関に在学していることを証明する書類を添付(毎年4月15日までに提出)

(7) 卒業後、すぐに県内で取得した資格に係る業務に従事できない時

提出書類名	様式番号	備考
養成機関を卒業したことを証明する書類の写し		
取得した資格の登録証の写し		

業務に従事できない理由を確認しますので、事務局あて連絡してください。

(8) 卒業後、1年以内に取得した資格に係る業務に従事できなかった時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書	第9号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

2 就職準備金の申請に係る提出書類

(1) 就職準備金を申請する時

提出書類名	様式番号	備 考
ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金貸付申請書	第1号	
ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金貸借契約書(2部)	第6号	連帯保証人を立てる場合は、様式に申請者・連 帯保証人の記名押印(実印)し、収入印紙を貼 付のうえ提出する。 2部のうち、1部に収入印紙を貼付し、割印 を押印すること
住民票		世帯全員分
高等職業訓練促進給付金の支給 決定通知書の写し		高等職業訓練修了支援給付金の支給決定通知書 の写しでも可
申請者、連帯保証人の印鑑登録 証明書		連帯保証人を立てない場合は申請者の印鑑証明 書のみ
ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金振込口座申請書		
預金通帳の写し		口座名義、口座番号の確認ができるページ
養成機関の課程を修了したことを 証明する書類		
取得した資格を証明する書類		

(2) 訓練促進資金の交付を受けた時

提出書類名	様式番号	備 考
ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金受領書	第8号	
業務従事届	第22号	
在職証明書(その1)	第27号	
ひとり親家庭高等職業訓練促進 資金返還猶予申請書	第12号	

3 免除対象業務に従事する期間中に提出が必要な書類

(1) 従事期間中に毎年提出が必要な書類

提出書類名	様式番号	備 考
現況届	第26号	現況届は毎年4月30日までに提出。

(2) 転職等により業務従事先を変更した時

提出書類名	様式番号	備 考
業務従事先変更届	第23号	在職証明書(その1)、在職証明書(その2)を添付
在職証明書(その1)	第27号	転職先の従事先から従事開始日を証明してもらう
在職証明書(その2)	第28号	転職前の従事先から従事期間を証明してもらう

(3) 県内で資格業務に5年間従事した時

提出書類名	様式番号	備 考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届	第15号	
在職証明書(その1)	第27号	休職または停職等がある場合はその期間を証明する書類を添付

4 県内で、取得した資格に係る業務に従事しなくなった場合に届出が必要となるもの

(1) 離職し、訓練促進資金を全額返還する時

提出書類名	様式番号	備 考
退職届	第24号	
在職証明書(その2)	第28号	休職または停職等がある場合はその期間を証明する書類を添付
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書	第9号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(2) 離職し、訓練促進資金を一部免除し、残りを返還する時

提出書類名	様式番号	備 考
退職届	第24号	
在職証明書(その2)	第28号	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	第18号	免除金額について、県社協に事前に確認すること
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書	第9号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(3) 返還方法を変更する時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更届	第11号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

6 その他

(1) 資格試験に合格しなかった時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書	第9号	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

次回の試験を受験する意思がある場合は、1年間猶予期間とすることができます。状況を確認しますので、事務局あて連絡してください。

(2) 訓練促進資金の貸付を受けた者及び連帯保証人が氏名・住所等を変更した時

提出書類名	様式番号	備考
住所、氏名変更届	第19号	戸籍抄本または住民票を添付

(3) 訓練促進資金の貸付を受けた者が死亡した時

提出書類名	様式番号	備考
死亡届	第25号	死亡診断書または戸籍抄本を添付
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届	第15号	県内で資格業務に従事している期間中に、資格業務上の事由により死亡したとき。 (貸付規程第8条第1項第2号に該当) 事実を証明する書類を添付
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	第18号	資格業務上の事由以外により死亡したとき。 (貸付規程第12条第1項第1号に該当) 事実を証明する書類を添付

死亡した事由により、いずれかを提出。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者氏名 印

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、貸付を受けるに当たっては、貸付条件を遵守することを誓います。

ふりがな 氏名	年 月 日生		性別	男・女
本人住所	〒 電話 () - 携帯 () - 連絡の取れる電話番号を記入すること。			
在学する (在学した) 養成機関	名称			
	学科名			
	所在地			
	修業期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月		
	対象資格			
資格取得(予定)日	令和 年 月			
他に受けている (いた)貸付金	有 名称	無		
貸付希望金額	入学準備金	円(上限は500,000円です。)		
	就職準備金	円(上限は200,000円です。)		

入学準備金と就職準備金を同時に申請することはできません。

裏面あり

生計を一にする家族の状況				
氏名	続柄	年齢	勤務先等	
	本人			
注1 連帯保証人	ふりがな 氏名	年 月 日生		性別 男・女
	自宅 住所	〒 電話 () -		
	勤務先 住所	〒		
	勤務先 名称	電話 () - (月平均収入 円)		
	本人との関係	注1		

備考 注1 連帯保証人を立てる場合、申請者が未成年であれば連帯保証人は親権者又は後見人でなければなりません。

〒

申請者様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金は、
審査の結果、下記の通り貸付決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号				貸付決定日	令和 年 月 日
養成機関名					
課程名					
入学年月	令和 年 月	卒業年月	令和 年 月		
対象資格					
貸付 対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
連帯 保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話				
貸付 金額	入学準備金			就職準備金	
	円			円	
備考					

〒

連帯保証人 様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書

以下の対象者がお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金は、
審査の結果、下記の通り貸付決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号				貸付決定日	令和 年 月 日
養成機関名					
課程名					
入学年月	令和 年 月	卒業年月	令和 年 月		
対象資格					
貸付 対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
連帯 保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話				
貸付 金額	入学準備金			就職準備金	
	円			円	
備考					

〒

申請者様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書

申請のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金は、審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号				不承認決定日	令和 年 月 日
養成機関名					
課程名					
入学年月	令和 年 月	卒業年月	令和 年 月		
対象資格					
申請者	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話				
備考					

〒

連帯保証人 様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書

以下の申請者がお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金は、
審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号				不承認決定日	令和 年 月 日
養成機関名					
課程名					
入学年月	令和 年 月	卒業年月	令和 年 月		
対象資格					
申請者	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
連帯保証人	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話				
備考					

様式第6号

貸付番号	第	号
------	---	---

印 紙

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、ひとり親家庭高等
高等職業訓練促進資金について、次の各条に定めるところにより、貸借
契約を締結する。

（貸付）

第1条 甲は、乙に訓練促進資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額等）

第2条 訓練促進資金の貸付額は次のとおりとする。

入学準備金	円
就職準備金	円

（連帯保証人）

第3条 連帯保証人は、訓練促進資金の返還債務を保証し、乙と連帯して
債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

（一時償還）

第4条 甲は、乙が福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程
（平成28年4月1日施行）第10条の各号のいずれかに該当すると認め
たときは、一時償還を請求することができる。

（貸付規程等との関係）

第5条 この契約書に定めのない事項については、福岡県ひとり親家庭高
等職業訓練促進資金貸付規程の定めるところによる。

(補則)

第 6 条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうち各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長

乙 住 所
氏 名 印

連帯保証人 住 所
() 氏 名 印

備考

- 1 連帯保証人を立てる場合、乙が未成年者であれば()内に連帯保証人が親権者又は後見人である旨を記載すること。
- 2 印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

(記載例)

様式第 6 号

・必ず両面で印刷してください。
・契約書に押印する印鑑は、申請者・保証人ともに印鑑登録している印鑑で押印してください。

貸付番号 第 号

貸付番号は決定時に記入しますので、空欄のまま提出ください。

【印紙は原則 1 枚】
400 円の印紙を貼付してください。



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸借契約書

氏名を記入して下さい。

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と
[]（以下「乙」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

(貸付)

第 1 条 甲は、乙に訓練促進資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

(貸付額等)

第 2 条 訓練促進資金の貸付額は次のとおりとする。

入学準備金 ○ ○ , ○ ○ ○ 円
就職準備金 ○ ○ , ○ ○ ○ 円

申請金額を記入して下さい。

(連帯保証人)

第 3 条 連帯保証人は、訓練促進資金の返還債務を保証し、乙と連帯して債務を負担する。

2 連帯保証人は、乙が死亡したときも、その債務を負担する。

(一時償還)

第 4 条 甲は、乙が福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程（平成 2 8 年 4 月 1 日施行）第 1 0 条の各号のいずれかに該当すると認めるときは、一時償還を請求することができる。

(貸付規程等との関係)

第 5 条 この契約書に定めのない事項については、福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程の定めるところによる。

(補 則)

第 6 条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうち各自 日付は空欄でお願いします。 する。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長

連帯保証人を立てる場合は記入してください。

乙 住 所
氏 名

連帯保証人 住 所
() 氏 名

実印を押し、収入印紙の割印も同じ実印でお願いします。

印

印

備考

- 1 連帯保証人を立てる場合、乙が未成年者であれば()内に連帯保証人が親権者又は後見人である旨を記載すること。
- 2 印鑑は実印とし、印鑑証明書を添付すること。

様式第7号

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（就職準備金）交付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） —

次のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金の就職準備金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

申 請 額	円
取 得 資 格	
取得資格登録年月日	令和 年 月 日

備 考

- 1 養成機関を卒業したことを証明する書類および資格登録証の写しを添付すること。
※資格登録証がまだ届いていない場合は、合格通知書等資格を取得したことを証明する書類でも構いません（ただし、資格登録証が届き次第提出してください）。
- 2 申請額は、本資金貸借契約書と同額であること。
- 3 本様式は、平成28年度及び平成29年度の貸付決定者のうち、入学準備金と併せて就職準備金を申請した方のみ提出が必要な書類となります。（平成30年度以降の申請については、入学準備金と就職準備金を併せて申請することはできません。）

様式第8号

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金受領書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

受領額 金 円也

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（ 入学準備金 ・ 就職準備金 ）として上記金額を受領しました。

本人
氏名 印

連帯保証人
氏名 印

様式第9号

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住所 〒

氏名 印

電話 () -

下記によりひとり親家庭高等職業訓練促進資金を返還します。

養成機関に 在学した期間	令和 年 月から 年 月まで (実在学期間 箇月間 箇月間)		
返還すべき額	円		
返還方法及び額	・1回払	・半年賦	
	・月賦	円 /	回(最終月 円)
返還完了年月	令和 年 月 日		
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月から 毎月25日	
	半年賦による納期限	回数	納期限
		1	令和 年 月 25日
	2	令和 年 月 25日	
	1回払による納期限	令和 年 月 25日	
返還理由			

備考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除いて得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して養成機関に在学した期間(月数)の2倍の期間までに終了すること。(経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、養成機関に在学した期間の4倍の期間内とする。)

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘 毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付納入通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金は、以下の計画での納入が決定しましたのでお知らせします。

貸付番号				決定日	令和 年 月 日	
対象資格						
養成機関		所在地				
		名称				
卒業年月日		令和 年 月 日		資格取得日	令和 年 月 日	
対象者	フリガナ					
	氏名					
	住所					
	電話	自宅			携帯	
貸付額		円		返還対象額	円	
返還方法				返還期限	令和 年 月 日	

納入年月日	納入金額	納入年月日	納入金額
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

下記によりひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還方法を変更しますので、お届けします。

旧返還 明細	養成機関に 在学した期間	令和 年 月から 年 月まで (実在学期間 箇月間)	
	返 還 す べ き 額	円	
	返 還 方 法 及 び 額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円 (最終月 円)	
	返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日	
新返還 明細	返 還 残 額 返 還 方 法 及 び 額	円 ・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円 (最終月 円)	
	理 由		
	返 還 完 了 年 月	令和 年 月 日	
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月から 毎月25日	
	半年賦による 納期限	回 数	納 期 限
			月25日
			月25日
1回払による納期限		令和 年 月25日	

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除いて得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して養成機関に在学した期間(月数)の2倍の期間までに終了すること。(経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、養成機関に在学した期間の4倍の期間内とする。)

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住所 〒

氏名 印

電話 () -

次のとおり訓練促進資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付額	円
貸付契約日	令和 年 月 日
既返還済額	円
返還猶予申請期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
返還猶予申請理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 引き続き当該養成機関において修学しているため。 2 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関において修学しているため。 3 県内において資格業務に従事しているため。 4 災害、疾病、負傷 5 その他 ()

備考 次の書類を添付すること。

- 1 養成機関に引き続き在学している者は、在学していることを証する書類
- 2 資格業務に従事している場合は、従事していることを証する書類
- 3 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類
- 4 欄は該当する番号を で囲むこと。

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の猶予は、審査の結果、下記のとおり猶予決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号			猶予決定日	令和 年 月 日
養成機関	所在地			
	名称			
卒業年月日	令和 年 月 日	対象資格		
		資格取得日	令和 年 月 日	
貸付	契約日	令和 年 月 日		
	貸付金額(元金)	円	返還済額	円
猶予	猶予期間	令和 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	ヵ月間	
	返還免除済額	円	返還残額	円
返還	返還期限(猶予後)	令和 年 月 日	返還期限(猶予前)	令和 年 月 日
対象者	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話	自宅		携帯
備考				

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予不承認通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の猶予は、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号			猶予決定日	令和 年 月 日
養成機関	所在地			
	名称			
卒業年月日	令和 年 月 日	対象資格		
		資格取得日	令和 年 月 日	
貸付	契約日	令和 年 月 日		
	貸付金額(元金)	円	返還済額	円
返還	返還期限	令和 年 月 日		
対象者	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話	自宅		携帯
備考				

様式第15号

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届

令和 年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程第8条に規定する事実が発生しましたので、下記のとおりお届けします。

発生した事実の概要		
貸付を受けた 訓練促進資金の額		円
免除を受けようとする額		円
業 称 務 及 従 び 事 在 先 職 の 期 名 間	従 事 先	在 職 期 間
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		休 職 又 は 停 職 等 の 期 間
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

備 考 次の書類を添付すること。

- 1 在職証明書(その1)
- 2 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなったため届出する者(連帯保証人等を含む。)は、その事実を証明する書類

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印省略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り免除決定しましたのでお知らせします。

貸付番号				免除決定日	令和 年 月 日
養成機関	所在地				
	名称				
卒業年月日	令和 年 月 日	対象資格			
		資格取得日	令和 年 月 日		
貸付	契約日	令和 年 月 日			
	貸付金額(元金)	円	返還済額	円	
	返還済元金	円	返還済延滞利子	円	
免除	返済免除額 元金	円	返還残額	円	
	返還残元金	円	返還残延滞利子	円	
対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印省略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の免除は、審査の結果、下記の通り不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号				不承認決定日	令和 年 月 日
養成機関	所在地				
	名称				
卒業年月日	令和 年 月 日	対象資格			
		資格取得日	令和 年 月 日		
貸付	契約日	令和 年 月 日			
	貸付金額(元金)	円	返還済額	円	
	返還済元金	円	返還済延滞利子	円	
対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付額	円	
貸付契約日	令和 年 月 日	
既返還済額	円	
免除を受けたい額	円	
理 由	1 死亡又は、障害により訓練促進資金を返還することができなくなったため。 2 長期間所在不明となっているため。 3 県内において、資格業務等に従事したため。 4 その他資金を訓練促進資金返還することが困難であるため。 []	
業 称 及 び 従 事 先 在 職 期 間 名 間	従 事 先	在 職 期 間
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		休 職 又 は 停 職 等 の 期 間
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

備 考 次の書類を添付すること。

- 1 死亡又は心身の故障のため業務に従事できなくなったため免除申請する者は、その事実を証明する書類
- 2 在職に関する事項を証明する書類
- 3 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類
- 4 その他訓練促進資金を返還することが困難であることを証明する書類
- 5 理由は該当する番号を で囲むこと。

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
住所、氏名変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住所 〒

氏名 印

電話 () -

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

借受者	旧	氏名				
		住所				
	新	ふりがな 氏名				
		住所 〒	電話 () -			
連帯保証人	旧	氏名				
		住所				
	新	ふりがな 氏名	年	月	日生	性別 男・女
		続柄				
		住所 〒	電話 () -			
連帯保証人 勤務先	旧					
	新	〒	電話 () - (月平均収入 円)			
変更理由						
変更年月日	令和 年 月 日					

備考 住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
退学、休学、停学、復学、転科届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住所 〒

氏名 印

電話 () -

このたび、養成機関を(退学、休学、復学、停学、転科)しましたので、下記のとおり、お届けします。

養成機関名	(令和 年 月入学)
届出事項	1 退学(令和 年 月 日)
	2 休学(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
	3 停学(令和 年 月 日から令和 年 月 日まで)
	4 復学(令和 年 月 日)
	5 転科(令和 年 月 日) 学科から 学科へ
理由	

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

養成機関 所在地
機関名称
機関長名

印

様式第 2 1 号

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を辞退しますので、お届けします。

養成機関名	
貸付決定金額	入学準備金 円 就職準備金 円
貸付契約日	令和 年 月 日
借用済金額	円
辞 退 理 由	

貸 付 番 号	第	号
---------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
業 務 従 事 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会 様

住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

下記のとおり業務に従事しましたので、お届けします。

取得資格の登録年月日	令和 年 月 日
従 事 年 月 日	令和 年 月 日
従事先	所 在 地
	名 称
	職 種
	雇用形態

備 考

- 1 取得資格の登録証の写し等を添付して下さい。
- 2 在職証明書(その1)を添付してください。

貸 付 番 号	第	号
---------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
業 務 従 事 先 変 更 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

新	従 事 年 月 日	令和 年 月 日	
	従 事 先	所 在 地	〒
		名 称	
		職 種	
		雇 用 形 態	
旧	従 事 年 月 日	平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	従 事 先	所 在 地	〒
		名 称	
		職 種	
		雇 用 形 態	
理 由			

備 考

在職証明書（その1）及び在職証明書（その2）を添付してください。

様式第 2 4 号

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
退職届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住所 〒

氏名 印

電話 () -

下記のとおり、退職しましたので、お届けします。

退職年月日	令和 年 月 日	
業務従事期間	平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
旧従事先	所在地	
	名称	
	職種	
	雇用形態	
理由		

備考
在職証明書(その2)を添付してください。

貸 付 番 号	第	号
---------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
死 亡 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会 様

保証人 住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

下記のとおり、お届けします。

借受者	住 所	
	氏 名	
死 亡 年 月 日		令和 年 月 日
死 亡 原 因		
在 学 養 成 機 関 名		
業 務	所在地	
従事先	名 称	

備 考 死亡診断書等、証明書類を添付してください。

様式第26号

貸付番号	第	号
------	---	---

現 況 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

次のとおり現況について、お届けします。

業 務 従事先	所 在 地	〒
	名 称	
	職 種	
	雇用形態	
備 考		

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

業務従事先

所 在 地

会 社 名

代 表 者 名

印

職種欄で取得資格に係る業務に従事していることが判断できない場合は、備考欄に詳細を記載すること。（例： 資格に係る 業務に従事している。）

4月30日までに提出してください。

在 職 証 明 書

(その1)

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

氏 名 _____

生年月日 年 月 日

住 所 _____

上記のものは 平成・令和 年 月 日から当会社において
_____ 資格に係る _____ 業務に従事していること
を証明する。

令和 年 月 日

会社所在地 _____

会 社 名 _____

会社電話 _____

代表者名 _____ 印

社印を押印すること

様式第28号

在職証明書

(その2)

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

氏名 _____

生年月日 年 月 日

住所 _____

上記のものは 平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日
まで当会社において _____ 資格に係る _____ 業務に
従事していたことを証明する。

令和 年 月 日

会社所在地 _____

会社名 _____

会社電話 _____

代表者名 _____ 印

社印を押印すること

様式第29号

在学証明書

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

氏名 _____

生年月日 年 月 日

住 所 _____

上記のものは本校に在学していることを証明する。

令和 年 月 日

養成機関 所在地 _____

名 称 _____

電話番号 _____

代表者名 _____ 印

住宅支援資金

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の概要

1 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）とは

本事業は、就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、住居の借り上げに必要となる資金を貸し付け、就労に資する住宅の居住の促進を図ることを目的とするものです。

2 貸付対象者

訓練促進資金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- 1 原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者
- 2 福岡県（政令市を除く）の「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者

3 訓練促進資金（住宅支援資金）の貸付申請手続

住宅支援資金の貸付けを希望する者は、訓練促進資金（住宅支援資金）貸付申請書（様式第1号の2）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、福岡県社会福祉協議会（総務企画部 総務課）へ提出してください。

- 1 住民票（世帯全員分）
- 2 訓練促進資金（住宅支援資金）貸借契約書（様式第6号の2）2部
※申請者の印鑑証明書（1部）を添付
- 3 訓練促進資金振込口座申請書
- 4 母子・父子自立支援プログラムの写し
- 5 家賃額の証明書類の写し

4 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

住宅支援資金の貸付けを希望する者の申請により選考を行い、貸借契約（様式第6号の2）を締結します。

5 貸付額

住宅支援資金として貸付する金額は次のとおりです。

住宅支援資金 月4万円以内、12カ月上限

※家賃実費額（共益費、駐車場代等除く）が対象となります。

※無利子

※貸付金の送金後15日以内に、受領証（様式第8号の2）を提出してください。

※貸付期間中に就職または転職が決まった場合、残期間の貸付については必要性を考慮した上で貸付を行います。

6 連帯保証人

連帯保証人を立てる必要はありません。

7 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- 1 心身の故障の業務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 2 死亡したとき。
- 3 住宅支援資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。
- 4 その他資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

8 返還

次の場合、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間に返還しなければなりません。

- 1 貸付契約が解除されたとき。
※貸付期間中にひとり親ではなくなった時点で契約解除となります。
- 2 住宅支援資金の貸付けを受けた者が、1年以内に業務に従事（プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等）しなかったとき。
- 3 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

9 延滞利子

返還すべき者が正当な理由がなく返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から起算して返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額に年 3.0%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければなりません。

10 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。（貸付規程第11条の2）

- 1 貸付けを受けた者に、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき（当該事由が発生したとき、既に履行期限の到来している者は除く。）

11 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付を受けた住宅支援資金の返還の債務を免除します。

- 1 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したとき。（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなします。ただし、当該就業期間には算入しません。）
- 2 就業している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

12 返還の債務の裁量免除

次の場合、貸付けを受けた住宅支援資金のうち、履行期限が到来していない部分について、返還の債務を全額免除することができます。

- 1 死亡又は心身の故障により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部。

提出書類一覧

住宅支援資金の貸付を受けた者は、返還を免除されるか、又は返還を完了するまで様々な届出等を行う必要があります。

これらの届出等は、返還の免除や返還の猶予などの申請を行う場合の重要な証拠書類となり、届出等を怠ると返還の免除や猶予が受けられなくなることがありますので、事実の発生した日から15日以内に必ず届出等を行うようにしてください。

1 住宅支援資金の申請に係る提出書類

(1) 住宅支援資金を申請する時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書	第1号の2	
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸借契約書（2部）	第6号の2	2部のうち、1部に収入印紙を貼付し、割印を押印すること
住民票	—	世帯全員分
申請者の印鑑登録証明書	—	
自立支援プログラム策定の写し	—	
家賃額が分かる書類の写し	—	契約書の写しなど家賃額が確認できる書類
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金振込口座申請書	—	
預金通帳の写し	—	口座名義、口座番号の確認ができるページ

(2) 住宅支援資金の交付を受けた時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金受領書	第8号の2	

(3) 業務に従事した時

提出書類名	様式番号	備考
業務従事届	第22号の2	
在職証明書(その1)	第27号の2	勤務先の証明印が必要
給与確認書類	—	給与証明書等

(4) 1年以内に業務に従事できなかった時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書	第9号の2	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

2 免除対象業務に従事する期間中に提出が必要な書類

(1) 従事期間中に提出が必要な書類

提出書類名	様式番号	備考
現況届	第26号の2	返還免除期間が年度をまたぐ場合、現況届を4月30日までに提出。

(2) 転職等により業務従事先を変更した時

提出書類名	様式番号	備考
業務従事先変更届	第23号の2	在職証明書(その1)、在職証明書(その2)を添付
在職証明書(その1)	第27号の2	転職先の従事先から従事開始日を証明してもらう
在職証明書(その2)	第28号の2	転職前の従事先から従事期間を証明してもらう

(3) 業務に1年間従事した時

提出書類名	様式番号	備考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届	第15号の2	
在職証明書(その1)	第27号の2	休職または停職等がある場合はその期間を証明する書類を添付

3 業務に従事しなくなった場合に届出が必要となるもの

(1) 離職し、訓練促進資金を全額返還する時

提出書類名	様式番号	備 考
退職届	第24号の2	
在職証明書（その2）	第28号の2	休職または停職等がある場合はその期間を証明する書類を添付
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書	第9号の2	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

(2) 返還方法を変更する時

提出書類名	様式番号	備 考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更届	第11号の2	返還期間・金額について、県社協に事前に確認すること

4 その他

(1) 住宅支援資金の貸付を受けた者が氏名・住所等を変更した時

提出書類名	様式番号	備 考
住所、氏名変更届	第19号の2	戸籍抄本または住民票を添付

(2) 住宅支援資金の貸付を受けた者が災害、疾病、負傷等により業務に従事出来なくなった時

提出書類名	様式番号	備 考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	第12号の2	事実を証明する書類を添付

(3) 住宅支援資金の貸付を受けた者が死亡した時

提出書類名	様式番号	備 考
死亡届	第25号の2	※死亡診断書または戸籍抄本を添付
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届 ※	第15号の2	業務に従事している期間中に、資格業務上の事由により死亡したとき。 （貸付規程第8条の2第1項第2号に該当） ※事実を証明する書類を添付
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書 ※	第18号の2	死亡したとき。 （貸付規程第12条の2第1項第1号に該当） ※事実を証明する書類を添付

※ 死亡した事由により、いずれかを提出。

(4) 住宅支援資金の貸付を受けた者が貸付期間中に転居した時

提出書類名	様式番号	備 考
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 家賃変更届	第30号	※契約書等家賃を証明する書類、住所・氏名変更届を添付

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

申請者氏名

印

下記のとおり貸付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
 なお、貸付を受けるに当たっては、貸付条件を遵守することを誓います。

ふりがな 氏名	年 月 日生	性別	男・女
本人住所	〒 電話 () — 携帯 () —		
家族住所	〒 電話 () — ※家族住所は、本人が家族と別居している場合のみ記入すること。		
現在他に受けている給付金・貸付金	有（名称： /金額 円） 無 ※住居確保給付金等家賃に関するものを記載ください		
貸付希望金額	住宅支援資金 円× か月＝ 円 （上限は40,000円×12か月＝480,000円です。）		
自立支援プログラム策定日	令和 年 月 日		
現在の職業 （どちらかにチェック）	<input type="checkbox"/> 就職活動中 <input type="checkbox"/> 在職中（雇用形態： /月収 円）		
生計を一にする家族の状況			
氏名	続柄	年齢	勤務先等
	本人		

〒

申請者様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘 毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸付決定通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金は、
審査の結果、下記の通り貸付決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号			貸付決定日	令和 年 月 日	
貸付 対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
貸付期間 及び金額	住宅支援資金				
	令和 年 月	～	令和 年 月	カ月間	月額 円
	総額			円	
備考					

〒

申請者様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘 毅
(公印略)

**ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）
貸付不承認通知書**

申請のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金は、審査の結果、下記の通り貸付不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号		不承認決定日		令和	年	月	日
申請者	フリガナ						
	氏名						
	住所	〒					
	電話	自宅		携帯			
備考							

様式第 6 号の 2

貸付番号	第	号
------	---	---

印 紙

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸借契約書

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第 1 条 甲は、乙に住宅支援資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額等）

第 2 条 住宅支援資金の貸付額は次のとおりとする。

総額 円（月額 円 × 箇月）

（貸付規程等との関係）

第 3 条 この契約書に定めのない事項については、福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程の定めるところによる。

（補則）

第 4 条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上記契約の成立を証するために本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長

乙 住 所
氏 名

印

(記 載 例)

・契約書に押印する印鑑は、
印鑑登録している印鑑で押印してください。

様式第6号の2

貸付番号 第

【印紙は原則1枚】
貸付金額が
10万円未満の場合 200円
10万円を超え
50万円以下の場合 400円

県社協
公 印

印
紙

申請者割印

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸借契約書

氏名を記入して下さい。

社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）について、次の各条に定めるところにより、貸借契約を締結する。

（貸付）

第1条 甲は、乙に訓練促進資金を貸与し、乙はこれを借り受ける。

（貸付額等）

第2条 訓練促進資金の貸付額は次のとおりとする。

申請金額を記入して下さい。

総額 480,000円（月額40,000円×12箇月）

（貸付規程等との関係）

第3条 この契約書に定めのない事項については、福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程の定めるところによる。

（補則）

第4条 この契約書並びに前条の規程に定めのない事項については、甲乙協議して定める。

上
え各自 日付は空欄をお願いします。

ために本書2通を作成し、甲乙記名押印のう
する。

令和 年 月 日

甲 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会
会 長

乙 住 所
氏 名

実印を押し、収入印紙の割
印も同じ実印をお願いします。

印

様式第8号の2

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）
受領書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

受領額 金 円也

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）として上記金額
を受領しました。

本人

氏名

印

様式第9号の2

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還明細書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） -

下記によりひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）を返還します。

貸付期間	令和 年 月 から 令和 年 月 まで 箇月間		
返還すべき額	円		
返還方法及び額	・1回払 ・半年賦 ・月 賦 円 / 回（最終月 円）		
返還完了年月	令和 年 月 日		
返 還 方 法 内 訳	月賦による納期限	令和 年 月 から 毎月25日	
	半年賦による納期限	回 数	納 期 限
		1	令和 年 月 25日
	2	令和 年 月 25日	
	1回払による納期限	令和 年 月 25日	
返 還 理 由			

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除いて得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して養成機関に在学した期間（月数）の2倍の期間までに終了すること。（経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、養成機関に在学した期間の4倍の期間内とする。）

〒

_____様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘 毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸付納入通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）は、以下の計画での納入が決定しましたのでお知らせします。

貸付番号		決定日				令和	年	月	日
対象者	フリガナ								
	氏名								
	住所								
	電話	自宅				携帯			
貸付額		円				返還対象額		円	
返還方法						返還期限		令和	年 月 日

納入年月日	納入金額	納入年月日	納入金額
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円
令和 年 月 日	円	令和 年 月 日	円

貸付番号	第 号
------	-----

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還方法変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） -

下記によりひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)の返還方法を変更しますので、お届けします。

旧返還明細	貸付期間	令和 年 月から令和 年 月まで 箇月間	
	返還すべき額	円	
	返還方法及び額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円(最終月 円)	
	返還完了年月	年 月 日	
新返還明細	返還残額 返還方法及び額	・ 1回払 ・ 月賦 ・ 半年賦 円(最終月 円)	
	理 由		
	返還完了年月	年 月 日	
返還方法内訳	月賦による納期限	年 月から 毎月 2 5 日	
	半年賦による 納期限	回 数	納 期 限
			月 2 5 日
			月 2 5 日
	1回払による納期限	年 月 2 5 日	

備 考

- 1 返還方法については、1回払、半年賦又は月賦のいずれかの方法を選択し、当該方法による返還回数で「返還すべき額」を除いて得た額を「返還額」として記載すること。
- 2 返還は返還開始理由の生じた月の翌月から起算して、貸付けを受けた期間の2倍の期間までに終了すること。

様式第12号の2

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還猶予申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） —

次のとおり住宅支援資金の返還債務の履行猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付額	円
貸付契約日	令和 年 月 日
既返還済額	円
返還猶予申請期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
※ 返還猶予申請理由	1 災害、疾病、負傷 2 その他（ ）

備 考 次の書類を添付すること。

- 1 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は、それを証する書類
- 2 ※欄は該当する番号を○で囲むこと。

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還猶予決定通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の返還の猶予は、審査の結果、下記のとおり猶予決定いたしましたのでお知らせいたします。

貸付番号		猶予決定日		令和 年 月 日	
貸付	契約日	令和 年 月 日			
	貸付金額（元金）	円	返還済額	円	
猶予	猶予期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			カ月間
	返還免除済額	円	返還残額	円	
返還	返還期限(猶予後)	令和 年 月 日	返還期限(猶予前)	令和 年 月 日	
対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
備考					

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還猶予不承認通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の返還の猶予は、審査の結果、下記のとおり不承認となりましたのでお知らせいたします。

貸付番号				猶予決定日	令和 年 月 日
養成機関		所在地			
		名称			
卒業年月日		令和 年 月 日		対象資格	
				資格取得日	令和 年 月 日
貸付	契約日	令和 年 月 日			
	貸付金額（元金）		円	返還済額	円
返還	返還期限	令和 年 月 日			
対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	
備考					

様式第15号の2

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還当然免除事実発生届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） —

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程第8条の2に規定する事実が発生しましたので、下記のとおりお届けします。

発生した事実の概要		
貸付を受けた住宅支援資金の額		円
免除を受けようとする額		円
業 称 務 及 従 び 事 在 先 職 の 期 名 間	従 事 先	在 職 期 間
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
		休職又は停職等の期間
		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

備 考 次の書類を添付すること。

- 1 在職証明書（その1）
- 2 休職又は停職等の有無及び期間を証明する書類
- 3 死亡又は心身の故障により業務に従事できなくなった事実を証明する書類

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印省略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還免除決定通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の返還の免除は、審査の結果、下記の通り免除決定しましたのでお知らせします。

貸付番号			免除決定日	令和 年 月 日	
貸付	契約日		令和 年 月 日		
	貸付金額（元金）		円	返還済額	円
	返還済元金		円	返還済延滞利子	円
免除	返済免除額 元金		円	返還残額	円
	返還残元金		円	返還残延滞利子	円
対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

〒

様

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会
会長 小川 弘毅
(公印省略)

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還免除不承認通知書

あなたがお申し込みになりましたひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の返還の免除は、審査の結果、下記の通り不承認となりましたのでお知らせします。

貸付番号			不承認決定日	令和 年 月 日	
貸付	契約日		令和 年 月 日		
	貸付金額（元金）		円	返還済額	円
	返還済元金		円	返還済延滞利子	円
対象者	フリガナ				
	氏名				
	住所				
	電話	自宅		携帯	
備考					

貸付番号	第 号
------	-----

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）返還免除申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） -

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の返還の債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付額	円
貸付契約日	令和 年 月 日
既返還済額	円
免除を受けたい額	円
理 由	<p>1 死亡又は、障害により住宅支援資金を返還することができなくなったため。</p> <p>2 長期間所在不明となっているため。</p> <p>3 その他住宅支援資金を返還することが困難であるため。</p> <p>[]</p>

備 考 次の書類を添付すること。

- 1 死亡又は心身の故障のため業務に従事できなくなったため免除申請する者は、その事実を証明する書類
- 2 長期間所在不明となっていることを証明する書類
- 3 その他住宅支援資金を返還することが困難であることを証明する書類
- 4 理由は該当する番号を で囲むこと。

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）
住所、氏名変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住所 〒

氏名 印

電話 () -

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

借受者	旧	氏名	
		住所 〒	
	新	ふりがな 氏名	
		住所 〒	電話 () -
変更理由			
変更年月日	令和 年 月 日		

備考

住民票など変更事項を証明する書類を添付してください。

様式第 2 1 号の 2

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

辞 退 届

令和 年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名

印

電話（ ） -

下記のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の貸付を辞退しますので、お届けします。

貸付決定金額	円
貸付契約日	令和 年 月 日
借用済金額	円
辞 退 理 由	

様式第 2 2 号の 2

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）
業 務 従 事 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会 様

住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） -

下記のとおり業務に従事しましたので、お届けします。

従 事 年 月 日		令和 年 月 日
従事先	所在地	
	名 称	
	職 種	
	雇用形態	

備 考

在職証明書（その 1）を添付してください。

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）
業務従事先変更届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） -

下記のとおり変更しましたので、お届けします。

新	従事年月日	令和 年 月 日	
	従事先	所在地	〒
		名称	
		職種	
		雇用形態	
旧	従事年月日	平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
	従事先	所在地	〒
		名称	
		職種	
		雇用形態	
理由			

備考

在職証明書（その1）及び在職証明書（その2）を添付してください。

様式第 2 4 号の 2

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

退 職 届

令和 年 月 日

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名

印

電話（ ） -

下記のとおり、退職しましたので、お届けします。

退 職 年 月 日	令和 年 月 日	
業 務 従 事 期 間	平成・令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
旧従事先	所 在 地	
	名 称	
	職 種	
	雇 用 形 態	
理 由		

備 考

在職証明書（その 2）を添付してください。

様式第 25 号の 2

貸付番号	第	号
------	---	---

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

死 亡 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会 様

代理人 住 所 〒

氏 名 印

電話（ ） -

下記のとおり、お届けします。

借受者	住 所	
	氏 名	
死 亡 年 月 日		令和 年 月 日
死 亡 原 因		
業 務	所在地	
従事先	名 称	

備 考 死亡診断書等、証明書類を添付してください。

様式第26号の2

貸付番号	第	号
------	---	---

現 況 届

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

住 所 〒

氏 名 印

電話 () -

次のとおり現況について、お届けします。

業 務 従事先	所 在 地	〒
	名 称	
	職 種	
	雇用形態	
備 考		

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

業務従事先

所 在 地
会 社 名
代 表 者 名

印

4月30日までに提出してください。

在 職 証 明 書

(その1)

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

氏 名 _____

生年月日 年 月 日

住 所 _____

上記のものは 令和 年 月 日から当会社において
業務に従事していることを証明する。

令和 年 月 日

会社所在地 _____

会 社 名 _____

会社電話 _____

代表者名 _____ 印

社印を押印すること

在 職 証 明 書

(その2)

社会福祉法人

福岡県社会福祉協議会会長 様

氏 名 _____

生年月日 年 月 日

住 所 _____

上記のものは 令和 年 月 日から令和 年 月 日
まで当会社において業務に従事していたことを証明する。

令和 年 月 日

会社所在地 _____

会 社 名 _____

会社電話 _____

代表者名 _____ 印

社印を押印すること

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

振込口座申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

貸付番号	第 号
申出の事由	1：新規 2：口座の変更
住所	〒 -
フリガナ	
氏名	印

私は、次のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）振込口座を（申し出・変更を申し出）ます。

振込先	銀行名		支店名	
	口座の種類	1：普通預金	2：当座預金	
	口座番号			
口座名義	フリガナ			

本書裏面に預金通帳（口座名義・口座番号の確認ができるもの）のコピーを添付のこと

貸付番号	第	号
------	---	---

家賃変更届

年 月 日

社会福祉法人
福岡県社会福祉協議会会長 様

家賃の変更のため、下記のとおり貸付契約内容を変更したいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな		性別	生年月日
申請者 氏名	印	男・女	S・H 年 月 日
住所	〒 - 電 話 () - 携帯電話 () -		
変更前契約額	月額	円	(家賃実費)
変更後契約額	月額	円	(家賃実費)
変更開始月	令和 年 月分 から ()箇月分		

住所が変更になる場合は、住所変更届(様式第19の2号)も併せて添付してください。

賃貸借契約書の写し等、家賃額を証する書類を添付してください。

家賃実費とは、共益費、駐車場代等を含まない家賃額のことです。

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付規程

(目的)

第1条 この規程は、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付けについて（平成28年3月7日厚生労働省発雇児0307第8号）」、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金事業の運営について（平成28年3月7日雇児発0307第8号）」及び「福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱（平成28年4月1日施行）」の規定に基づき、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、将来県内において取得する資格が必要な業務に従事しようとするものに対し、高等職業訓練促進資金を貸し付け、もってその修学を容易にすることにより、資格取得を促進するとともに、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭の親に対し、住宅支援資金を貸し付け、ひとり親家庭の親の自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）の貸付けは、社会福祉法人福岡県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行う。

(貸付対象)

第3条 訓練促進資金の貸付けの対象となる者（以下「貸付対象者」という。）は、福岡県内の市町村（指定都市を除く。）に住所を有するひとり親家庭の親であって、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者とする。

2 住宅支援資金の貸付けの対象となる者は、原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者であって、福岡県内（政令市除く）の「母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。

(訓練促進資金の種類及び貸付額)

第4条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とする。

2 貸付額は、入学準備金については500,000円以内、就職準備金については200,000円以内とする。

(住宅支援資金の種類及び貸付額)

第4条の2 住宅支援資金は、プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として12か月の範囲内で貸し付けるものとする。

2 貸付額は、入居している住宅の家賃の実費(上限4万円)とする。

(貸付方法及び利子)

第5条 訓練促進資金及び住宅支援資金は、県社協会長と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 訓練促進資金の利子は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

3 住宅支援資金の利子は、無利子とする。

(連帯保証人)

第6条 訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が連帯保証人を立てる場合、連帯保証人は訓練促進資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は第13条の規定による延滞利子を包含するものとする。

ただし、訓練促進資金の貸付けを受けようとする者が未成年者である場合には、連帯保証人は法定代理人でなければならない。

2 連帯保証人は、原則として県内に居住し、かつ、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 連帯保証人が死亡したとき又は連帯保証人に破産の宣告その他連帯保証人として適当でない理由が生じたときは、その死亡の日又は理由が生じた日から起算して15日以内に新たな連帯保証人を立てなければならない。

(貸付契約の解除)

第7条 県社協会長は、訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付契約の相手方(以下「貸付けを受けている者」という。)が資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

2 県社協会長は、貸付けを受けている者が訓練促進資金及び住宅支援資金の契約期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(訓練促進資金に係る返還の債務の当然免除)

第8条 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、訓練促進資金の返還の債務を免除するものとする。

一 養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、貸付けを受けた福岡県の区域内(指定都市を含む。以下「県内」という。)において、取得した資格が必要な業務(以下「資格業務」という。)に従事し、5年間引き続き(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により資格業務に従事できなかった場合は、引き続き

資格業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。) 資格業務に従事したとき。ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、訓練促進資金の貸付けを受けた者の意思によらず、福岡県の区域外(以下「県外」という。)において資格業務に従事した期間については、資格業務の従事期間に算入する。

二 資格業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため資格業務を継続することができなくなったとき。

2 前項及び第12条の規定により資格業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものとし、資格業務に従事することとなった日の属する月及び資格業務に従事しなくなった日の属する月を算入するものとする。

(住宅支援資金に係る返還の債務の当然免除)

第8条の2 県社協会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が次のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 現に就業していない者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には参入しない。)を継続したとき。

(2) (1)に定める就業している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(訓練促進資金の返還期間等)

第9条 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、養成機関に在学した期間の2倍に相当する期間(経済状況等やむを得ない事由により当該期間の範囲内での返還が困難であると県社協会長が認めた場合は、養成機関に在学した期間の4倍に相当する期間)の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。

一 訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。

二 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に資格業務に従事しなかったとき。

三 訓練促進資金の貸付けを受けた者が、資格業務に従事する意思がなくなったとき。

四 資格業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により資格業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(住宅支援資金の返還期間等)

第9条の2 住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から、貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間の範囲内に、一回払、半年賦又は月賦による均等償還により返還しなければならない。

- 一 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
- 二 貸付終了後1年が経過したとき。
- 三 死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 前項に規定する返還期間により難しい場合には、県社協会長は、個別の事例ごとに知事の承認を得て、さらに長期の返還期間を設定することができる。

(一時償還)

第10条 県社協会長は、訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、履行期限の到来していない返還の債務の額の全部又は一部につき、一時償還を請求することができる。

- 一 訓練促進資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 二 償還金又はこれに係る利息の支払を怠ったとき。
- 三 虚偽の申請その他不正の手段により貸付けを受けたとき。

四 前各号に掲げる場合のほか、この要綱の規定若しくは訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付契約の条項に違反し、又は県社協会長の指示に従わなかったとき。

(訓練促進資金の返還の債務の履行猶予)

第11条 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する間、訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。

- 一 訓練促進資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- 二 当該養成機関を卒業後、さらに他種の養成機関において修学しているとき。

2 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。ただし、当該各号に掲げる事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものについては、この限りでない。

- 一 第8条第1項第1号に規定する業務に従事しているとき。
- 二 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

(住宅支援資金の返還の債務の履行猶予)

第11条の2 県社協会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるときは、その事由が継続している期間、履行期限の到来していない住

宅支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。

(訓練促進資金の返還の債務の裁量免除)

第12条 県社協会長は、訓練促進資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸し付けた訓練促進資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

一 死亡、又は障害により貸付けを受けた訓練促進資金を返還することができなくなった場合

返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

二 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過した場合

返還の債務の額の全部又は一部

三 県内において資格業務に従事した場合

返還の債務の額の一部

(住宅支援資金の返還の債務の裁量免除)

第12条の2 県社協会長は、住宅支援資金の貸付けを受けた者が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、貸し付けた住宅支援資金（既に返還を受けた額を除く。）に係る返還の債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

一 死亡、又は障害により貸付けを受けた住宅支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた額を除く。以下同じ。）の全部

二 長期間所在不明となっている場合等住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

返還の債務の額の全部

(延滞利子)

第13条 県社協会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付けを受けた者が正当な理由がなく、訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込みの請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を徴収しないことができる。

(会計経理)

第 14 条 県より交付された貸付原資及び貸付事務費については、この事業に関する特別会計を設け管理する。

- 2 貸付金の運用によって生じた運用益及び当該年度の前年度において発生した返還金は、貸付金を管理する特別会計に繰り入れるものとする。
- 3 この事業を廃止した場合は、その年度以降毎年度、その年度において返還された訓練促進資金及び住宅支援資金に相当する金額を県に返還するものとする。

(貸付の申請手続)

第 15 条 訓練促進資金の貸付けを申請しようとする者は、その事実が発生した日(入学準備金は入学した日、就職準備金は卒業した日)から 1 年以内に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式第 1 号。以下「貸付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、県社協会長に提出するものとする。

- 一 住民票
 - 二 高等職業訓練促進給付金支給決定通知書の写し
- 2 住宅支援資金の貸付けを申請しようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付申請書(様式第 1 号の 2。以下「貸付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して、県社協会長に提出するものとする。
- 一 住民票
 - 二 プログラムの策定を受けていることを証する書類

(選考)

第 16 条 県社協会長は、貸付対象者の選考を前条の規定により提出された書類の審査によって行うものとする。

(貸付決定通知書の交付)

第 17 条 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付決定通知書(様式第 2 号及び様式第 3 号又は様式第 2 号の 2)により申請者及び連帯保証人(住宅支援資金にあっては、申請者)に対し通知するものとする。

- 2 県社協会長は、申請者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、前条に準じて、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付不承認通知書(様式第 4 号及び様式第 5 号又は様式第 4 号の 2)により申請者及び連帯保証人(住宅支援資金にあっては、申請者)に対し通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第 18 条 県社協会長は、貸付を決定した貸付対象者とひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸借契約書(様式第 6 号又は様式第 6 号の 2)により貸付契約を締結するものとする。

(受領書)

第 19 条 貸付対象者は、訓練促進資金及び住宅支援資金の交付を受けたときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金受領書（様式第 8 号又は様式第 8 号の 2）を県社協会長に提出しなければならない。

(返還方法等)

第 20 条 訓練促進資金及び住宅支援資金の返還は、1 回払、半年賦又は月賦による均等償還によるものとし、県社協会長が発行する請求書をもって行うものとする。

(訓練促進資金の返還明細書)

第 21 条 第 9 条各号に規定する理由が生じたことにより訓練促進資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第 11 条の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第 12 条の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して 15 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書（様式第 9 号）を県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付納入通知書（様式第 10 号）により申請者に通知するものとする。

3 第 1 項の返還明細書に記載した訓練促進資金の返還方法及び返還額を変更するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更届（様式第 11 号）を県社協会長に提出しなければならない。

(住宅支援資金の返還明細書)

第 21 条の 2 第 9 条の 2 各号に規定する理由が生じたことにより住宅支援資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第 11 条の 2 の規定による返還債務の履行猶予を申請した者にあつては、その申請に対して決定された猶予期間の終わった日又は第 12 条の 2 の規定による返還債務の免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して 15 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還明細書（様式第 9 号の 2）を県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の返還明細書に基づき貸付金の納入を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付納入通知書（様式第 10 号の 2）により申請者に通知するものとする。

3 第 1 項の返還明細書に記載した住宅支援資金の返還方法及び返還額を変更するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還方法変更届（様式第 11 号の 2）を県社協会長に提出しなければならない。

(訓練促進資金の返還猶予の申請手続)

第 22 条 第 11 条の規定による訓練促進資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書(様式第 12 号)に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、訓練促進資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書(様式第 13 号)により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第 1 項の申請書を審査し、訓練促進資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予不承認通知書(様式第 14 号)により申請者に通知するものとする。

(住宅支援資金の返還猶予の申請手続)

第 22 条の 2 第 11 条の 2 の規定による住宅支援資金の返還債務の履行猶予を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書(様式第 11 号の 2)に猶予を受けようとする理由を証することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、住宅支援資金の返還債務の履行猶予を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予決定通知書(様式第 13 号の 2)により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第 1 項の申請書を審査し、住宅支援資金の返還債務の履行猶予を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予不承認通知書(様式第 14 号の 2)により申請者に通知するものとする。

(訓練促進資金の返還免除の届出手続)

第 23 条 訓練促進資金の貸付けを受けている者は、第 8 条各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して 15 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届(様式第 15 号)に当該事実が発生したことを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、訓練促進資金の返還債務を免除するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書(様式第 16 号)により申請者に通知するものとする。

3 県社協会長は、第 1 項の届出書を受理し、訓練促進資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書(様式第 17 号)により申請者に通知するものとする。

(住宅支援資金の返還免除の届出手続)

第 23 条の 2 住宅支援資金の貸付けを受けている者は、第 8 条の 2 各号のいずれかに該当することとなったときは、その事実の発生した日から起算して 15 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還当然免除事実発生届(様式第 15 号の 2)に当該事実が発生したこ

とを証明できる書類を添えて県社協会長に届け出なければならない。

- 2 県社協会長は、前項の届出書を受理し、住宅支援資金の返還債務を免除するときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書（様式第 16 号の 2）により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の届出書を受理し、住宅支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書（様式第 17 号の 2）により申請者に通知するものとする。

（訓練促進資金の返還免除の申請手続）

第 24 条 第 12 条の規定による訓練促進資金の返還債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（様式第 18 号）に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、訓練促進資金の返還債務の免除を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書（様式第 16 号）により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の申請書を受理し、訓練促進資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書（様式第 17 号）により申請者に通知するものとする。

（住宅支援資金の返還免除の申請手続）

第 24 条の 2 第 12 条の 2 の規定による住宅支援資金の返還債務の免除を受けようとする者は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（様式第 18 号の 2）に免除を受けようとする理由を証明することができる書類を添えて県社協会長に提出しなければならない。

- 2 県社協会長は、前項の申請書を審査し、住宅支援資金の返還債務の免除を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除決定通知書（様式第 16 号の 2）により申請者に通知するものとする。
- 3 県社協会長は、第 1 項の申請書を受理し、住宅支援資金の返還債務免除を認めない旨を決定したときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除不承認通知書（様式第 17 号の 2）により申請者に通知するものとする。

（訓練促進資金の届出）

第 25 条 貸付けを受けている者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して 15 日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。様式第 19 号
- 二 退学、休学、復学、転科若しくは卒業したとき又は停学の処分を受けたとき。様式第 20 号

- 三 訓練促進資金の貸付けを辞退するとき。様式第 21 号
 - 四 保証人の住所、氏名又は職業に変更があったとき。様式第 19 号
 - 五 県内において資格業務に従事したとき。様式第 22 号
 - 六 県内において資格業務に従事した後、業務従事先を変更したとき。様式第 23 号
 - 七 県内において資格業務に従事しなくなったとき。様式第 24 号
- 2 保証人は、保証に係る貸付けを受けている者が死亡したときは、その日から起算して 15 日以内に死亡届(様式第 25 号)を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 貸付けを受けている者は、訓練促進資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年 4 月 1 日現在の現況届(様式第 26 号)をその年の 4 月 30 日までに県社協会長に提出しなければならない。

(住宅支援資金の届出)

- 第 25 条の 2** 貸付けを受けている者は、次の各号に該当するときは、その事実が発生した日から起算して 15 日以内に当該各号に定める様式によりその旨を県社協会長に届け出なければならない。
- 一 住所又は氏名を変更したとき。様式第 19 号の 2
 - 二 住宅支援資金の資金の貸付けを辞退するとき。様式第 21 号の 2
 - 三 業務に従事したとき。様式第 22 号の 2
 - 四 業務に従事した後、業務従事先を変更したとき。様式第 23 号
 - 五 業務に従事しなくなったとき。様式第 24 号
- 2 貸付けを受けている者が死亡したときは、その親族等がその日から起算して 15 日以内に死亡届(様式第 25 号の 2)を県社協会長に提出しなければならない。
- 3 貸付けを受けている者は、住宅支援資金の返還が終了し、又は減免されるまでの間は、毎年 4 月 1 日現在の現況届(様式第 26 号の 2)をその年の 4 月 30 日までに県社協会長に提出しなければならない。

(補足)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 1 月 20 日以降に養成機関に入学又は卒業する者から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 5 日に改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 5 月 25 日に改正し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金 貸付規程細則

(目的)

第1条 この細則は、福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程(以下、「貸付規程」という。)第26条の規定に基づき、訓練促進資金の貸付に当たり必要な事項につき定めることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この細則において使用する用語の意義は、貸付規程において使用する用語の意義の例による。

(貸付対象者)

第2条 福岡県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(以下「訓練促進資金」という。)の貸付の対象となる者(以下「貸付対象者」という。)は、次の各号に定める資格要件を備える者とする。

- 一 貸付規程第3条に定める高等職業訓練促進給付金の支給を受けるものであり、かつ、原則として福岡県内の市町村(指定都市を除く。)に住民登録をしている者であること。
 - 二 養成機関への入学又は就職に際し、経済的援助を必要とすること。
 - 三 養成機関修了後、福岡県の区域内(指定都市を含む。以下「県内」という。)において、貸付規程第8条第1項第1号に規定する「取得した資格が必要な業務(以下「資格業務」という。)」に従事しようとする者であること。
- 2 高等職業訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き、看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合における訓練促進資金の取扱いは、平成30年4月1日より以下のとおりとする。
- 一 入学準備金については、准看護師養成機関の入学時に貸し付けを行うこととし、看護師の養成機関の入学時において改めて貸し付けを行わないこと。但し、准看護師養成機関の入学時に貸し付けておらず、高等職業訓練給付金の支給期間が看護師養成機関修了まで支給される場合は、看護師の養成機関の入学時に貸し付けできるものとする。
 - 二 就職準備金については、原則として准看護師養成機関の終了時には貸し付けを行わないこととし、看護師の養成機関を修了し、資格を取得した時点において就職準備金の貸し付けを行うこと。
 - 三 看護師の養成機関を修了した後、取得した資格を活かして就職し、その業務に5年間従事した場合には、貸し付けた入学準備金及び就職準備金の返還が免除されること。

(貸付金の限度)

第3条 訓練促進資金は、養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、交通費等に充当するものであるため、貸付金については、貸付規程第4条第2項に定める額の範囲内であれば、入学金等養成機関に対する納付金の額の如何を問わず、本

人の希望する額を貸し付けて差し支えないものとする。

(交付方法)

第4条 社会福祉法人福岡県社会福祉協議会(以下「県社協」という。)会長は、訓練促進資金の貸付決定を行った場合には、一括して速やかに口座振込により支払うものとする。

第4条の2 住宅支援資金は、貸付決定後1月分ごと毎月末までに口座振込により支払うものとする。

(貸付契約の解除について)

第5条 貸付規程第7条第1項、第2項に規定する「資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったとき」は、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 退学したとき。
- 二 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- 三 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- 四 死亡したとき。
- 五 その他訓練促進資金及び住宅支援資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(返還の債務の当然免除)

第6条 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により高等職業訓練促進給付金の対象となる資格の試験(以下「国家試験等」という。)を受験できなかった場合又は国家試験等に合格できなかった場合であって、県社協会長が本人からの申請に基づき次年度の国家試験等を受験する意思があると認めた場合、貸付規程第8条第1項第1号及び第9条第1項第2号に規定する「養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日」を、「養成機関を修了した年度の翌年度の資格取得した日」と読み替えることができるものとする。

2 県社協会長は、貸付規程第8条第1項第1号及び第12条第1項第3号に規定する「県内」の取り扱いについて、個別の事例ごとに判断して、県内に隣接する区域などを含めることができるものとする。

3 貸付規程第11条第1項第2号に規定する「他種の養成機関」は、介護福祉士指定養成施設等卒業者の場合は社会福祉士指定養成施設等、社会福祉士指定養成施設等卒業者の場合は介護福祉士指定養成施設等とする。

4 貸付規程第8条第1項第1号、第8条の2第1項、第9条第1項及び第11条第2項第2号、第11条の2第1項に規定する「その他やむを得ない事由」は、業務(訓練促進資金は資格業務)に従事することが困難であると客観的に判断できる場合とする。

(返還の債務の裁量免除)

第7条 貸付規程第12条第1項第1号及び第2号に規定する返還の債務の裁量免除は、相続人又は連帯保証人に請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、県社協会長が真にやむ

を得ないと判断した場合に限り、適用する。

- 2 貸付規程第12条第1項第3号に規定する返還の債務の裁量免除は、この事業が資格業務に従事した者の定着促進を図るものであることから、その適用は機械的に行うことなく、貸付けを受けた者の状況を十分把握の上、県社協会長の判断により、個別に適用する。この場合、本人の責めによる事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等については、適用しない。
- 3 裁量免除の額は、県内において資格業務に従事した年数を5で除して得た数値を、貸付額に乗じて得た額とする。

(貸付台帳の作成)

第8条 貸付けの決定を行った者については、氏名、貸付決定日、貸付額等の貸付台帳を作成し、債権の状況等を整理するものとする。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年1月21日に改正し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この細則は、令和3年5月25日に改正し、令和3年4月1日から適用する。

令和3年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索

全国200万人加入!! 日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償 ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり)

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術		65,000円	
		外来の手術		32,500円	
	通院保険金日額		4,000円		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	

商品パンフレットは
コチラ



(ふくしの保険
ホームページ)

団体割引 20%適用済 / 過去の損害率による割増引適用

<基本プランに加入される方へ>

基本プランでは、地震・噴火・津波が起因する死傷は補償されません。

◆災害ボランティア活動の参加は、「天災・地震補償プラン」への加入をおすすめします。

※被災地でのボランティア活動では、予測できない様々な事態が想定されます。二次被害への備えとしても、あらかじめ「天災・地震補償プラン」に加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

地域福祉活動やボランティア活動の一環として行われる各種行事におけるケガや賠償責任を補償!

送迎サービス補償 (傷害保険)

送迎・移送サービス中の自動車事故などによるケガを補償!

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

ヘルパー・ケアマネジャーなどの活動中のケガや賠償責任を補償!

●このご案内は概要を説明したものです。お申込み、パンフレット・詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

〈保険会社〉 TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763

受付時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

●この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

(SJ20-12303 2020.12.28 作成)